

第1回 燕市水道料金の在り方検討委員会資料

(一部抜粋)

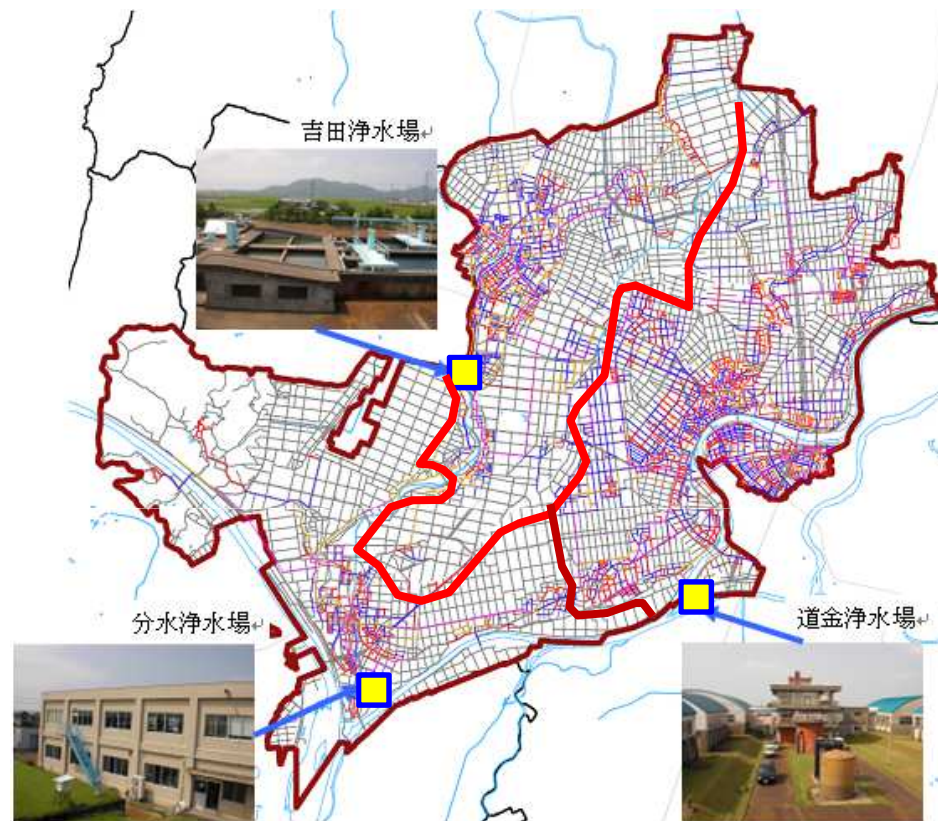
平成27年7月21日
燕市水道局

燕市水道事業の現状・課題と
水道料金の見直しの必要性

1 燕市水道事業の概要

燕市水道事業の概要

- ① 燕市の水道事業は、合併前の旧市町における水道事業を、合併後もそのまま引き継ぎ、燕地区、吉田地区、分水地区の3地区に存在しています。
- ② それぞれの地区の水道事業には、1つずつ浄水場があり、それぞれの地区へと水道水が供給されています。



地区名	水道事業名	浄水場名	浄水場の場所
燕地区	燕市水道事業	道金浄水場	道金
吉田地区	燕市吉田上水道事業	吉田浄水場	吉田西太田
分水地区	燕市分水上水道事業	分水浄水場	笈ヶ島

2 浄水場の現状と課題(その1)

老朽化する浄水場

- ① いずれの浄水場も稼働から40~50年以上が経過し老朽化が進んでいます。
- ② 構造物は現在の耐震基準を満たしておらず、継続使用していくためには、耐震補強が必要な状況です。
- ③ 機械設備は万全な整備点検を行っていますが、交換部品が生産されていないなど、その調達が困難となりつつあります。

**老朽化が著しく
安定稼働の継続が
難しい状況に！**

地区名	浄水場名	建設年	経過年数
燕地区	道金浄水場	昭和39年	52年
吉田地区	吉田浄水場	昭和46年	45年
分水地区	分水浄水場	昭和49年	42年

老朽化する浄水場の写真(1)



道金浄水場:耐震性の低い構造体

老朽化する浄水場の写真(2)



濃縮槽(吉田浄水場)



急速ろ過池のろ過洗浄装置(吉田浄水場)

配水ポンプ



道金浄水場



吉田浄水場



分水浄水場

取水における問題

- ① 近年の降雨量の増加に伴い、信濃川水系の河川は濁りやすくなっていることから、原水の水質が悪化する傾向にあります。
- ② 特に道金浄水場の取水においては、水位変化により泥が溜まりやすく、水位が下ることにより安定した水量が得られない時節(主に10~3月)があります。

**施設の立地環境
から安定した取水の
確保が難しい！**



道金浄水場取水塔付近：川底に泥が堆積し取水が困難な状況

浄水場の現状と課題

施設の老朽化

安定した取水が確保できない

**安定稼働の継続が
難しい状況に！**

燕市水道事業経営計画での方向性

新浄水場の建設

- ① 3地区の浄水場を各々更新するよりも、1箇所に統合する。
- ② 安定した水質及び取水量を確保できる、新たな適地に新設する。

※ 浄水施設の統合は、複数施設を稼働するよりも、運用経費を含めた総事業費用の比較で安価となります。

※ 「燕市水道事業経営計画」は、「燕市水道事業経営懇話会」の意見書を尊重し計画されたものです。

※ 供用開始まで10年程度かかります

5 現行の水道料金体系での計算例

7

3地区で異なる料金体系

- ① 前述のとおり、燕市の水道事業は、合併前の旧市町における水道事業が、3地区にそのまま存在しています。
- ② それぞれの地区の水道料金体系が異なっているため、同じ用途、水量、口径でも地区間で水道料金が異なっている状況です。

【家庭用で口径**13mm**のメーター、水量**20m³**を使用した場合の計算例】

地区	基本料金(10m ³ まで)	従量料金(超過料金)	メーター使用料(13mm)	消費税	水道料金
燕地区	750円	135円 × 10m ³ = 1,350円	0円	168円	2,268円
吉田地区	910円	104円 × 10m ³ = 1,040円	50円	160円	2,160円
分水地区	1,000円	115円 × 10m ³ = 1,150円	60円	176円	2,386円

【家庭用で口径**20mm**のメーター、水量**20m³**を使用した場合の計算例】

地区	基本料金(10m ³ まで)	従量料金(超過料金)	メーター使用料(20mm)	消費税	水道料金
燕地区	1,130円	135円 × 10m ³ = 1,350円	0円	198円	2,678円
吉田地区	910円	104円 × 10m ³ = 1,040円	80円	162円	2,192円
分水地区	1,000円	115円 × 10m ³ = 1,150円	100円	180円	2,430円

3地区で基本料金が異なっています。また、燕地区では口径別の基本料金が設定されています。

3地区で1m³あたりの従量料金が異なっています。

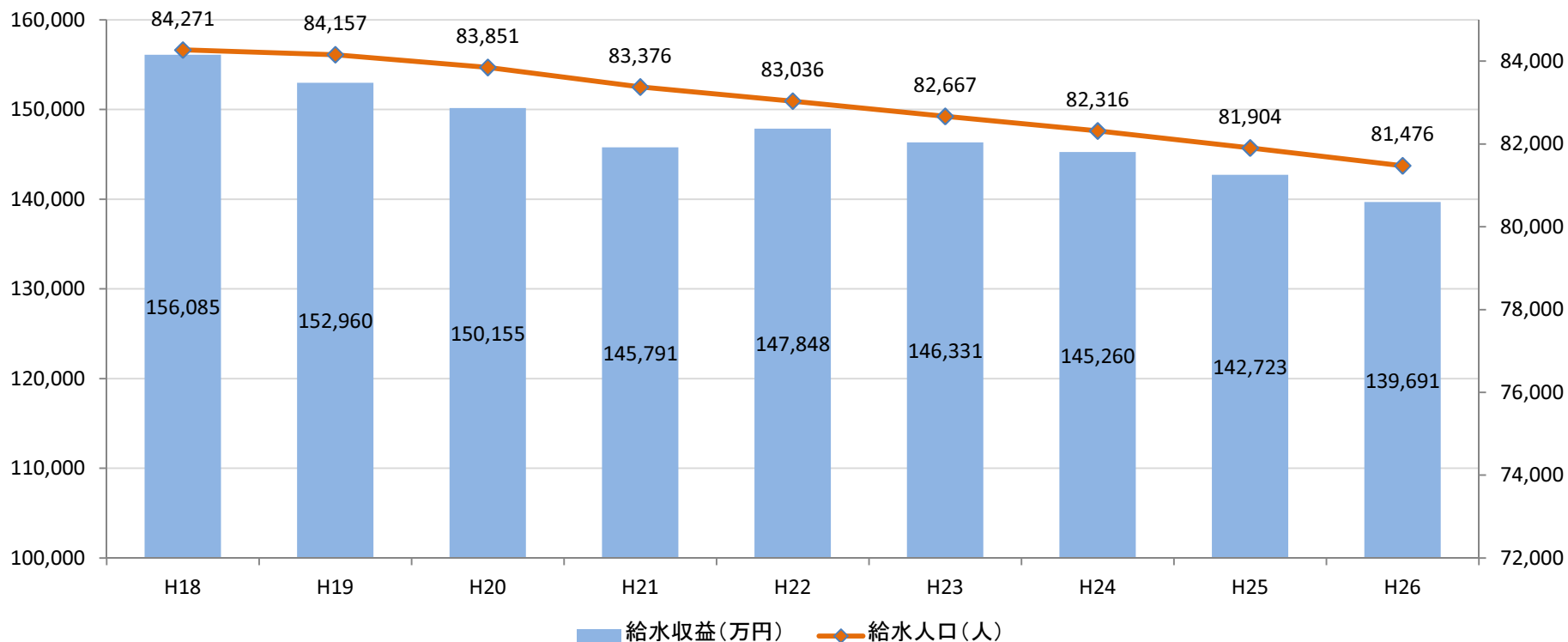
吉田、分水地区では口径別のメーター使用料が加算されています。

6 続く給水収益(水道料金収入)の減少

給水収益(水道料金収入)の減少傾向

本市においても少子高齢化による人口の減少は進行しており、さらに節水型機器等の普及から
給水収益(水道料金収入)の減少傾向が続いています。

給水人口と給水収益(税抜)



浄水場再構築事業費用の確保

- ① 浄水場の施設の老朽化等から、強靱な浄水場を再構築することが必要
- ② 浄水場再構築事業には多額の資金が必要
- ③ 料金収入の減少から、再構築費用を見据えた料金改定の早期着手が必要

水道料金体系の解消

3地区で別々に設定されている水道料金体系の解消が必要

おいしい水の安定供給

将来世代までおいしい水を安定して供給し続けることが必要

**3地区で別々に設定されている水道料金体系を解消し、
将来世代までおいしい水を安定して供給するため、
浄水場の再構築費用を見据えた水道料金の見直しが必要です。**

※水道事業会計の原則である独立採算制と受益者負担の原則に基づいているため、多額の建設資金が必要な場合であっても、水道事業の収入のみで賄わなければなりません。